

(知事説明)

知事 私が代表を務めます。資金管理団体日本金融経済研究フォーラム 21、以下フォーラム 21 と申し上げますが、フォーラム 21 におきます政治資金管理に関する刑事告発案件につきましては、先般来、検察当局において、私自身の聴取も含め、捜査が進められてきてきたところでありまして。これに対して、私どもも最大限の誠意をもって協力をしてきたところです。そしてこの度、本日ですが、検察当局によりまして、不起訴処分、嫌疑不十分という不起訴処分が下されまして、本件、捜査が完結したことを踏まえ、当該聴取プロセスにおいて整理された事実も含めまして、改めて本件事案につきまして、ご説明申し上げたいと思います。なお、本日の処分が下されるまでの間、志帥会サイド、及び私に対する刑事告発以降は、私自身にかかる、当局の操作プロセスの途上にあつたため、一部事実について説明を留保させていただいたことを、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

まず事案の概要をあらためて申し上げたいと思います。昨年来、フォーラム 21 の政治資金収支につきまして、過去に遡り、処理状況の総点検を行ってきたところであります。この点検の結果、2019 年の志帥会のパーティー券の売上げのうち、ノルマ超過分に関連し、志帥会から収支報告上いかに記載するかに関する処理方針未確定のものとして受領していた金銭 1182 万円、以下、本件金員と略称させていただきますが、この本件金員が志帥会からの指示を得ない状態のまま事務所にて保管されたままとなっていたことが判明いたしました。このため当方より、志帥会サイドに、本件金員について、返還も含め、確定的処理方針を求めていたところ、志帥会から、検察当局のスクリーニングを経て、本年 1 月 18 日付けで、2019 年の支出、これはすなわち当方への寄付になりますが、当方への寄付として整備する旨が伝達されたところでありまして、1 月 18 日付けでその旨が伝達されました。これを踏まえまして、当方におきましても、2019 年に志帥会からの寄付収入があつたものとして整理をし、フォーラム 21 の収支報告において、本年 1 月 19 日付で訂正が可能である、過去 3 年分について、繰越金残高の増額訂正をしたところでございます。志帥会サイドにおきましても、本件金員を 2019 年の支出、すなわち当方への寄付とする旨の整理に基づきまして他の案件に関するものも含めて、繰越金残高について減額の計算が行われているものと承知しております。ただし、志帥会の報告書におきましては、当該繰越資金残高の減額について、その内訳は示されていない、そのように承知しております。なお、各年度における政治資金パーティーに関する、志帥会からの受寄附つまり寄付の受け取りにつきましては、この本件金員を特異例外といたしまして、その他の全てにつきましては、全額が収支報告書に記載されているところでございます。次に、本件金員にかかります詳細につきまして申し上げます。はじめに、当方から志帥会への送金に関してですが、2019 年の志帥会パーティー券の当事務所、当方関係の売上げは 1774 万円でありましたが、その全額を銀行振り込みにて志帥会の銀行口座に送金を行っております。そし

て志帥会におきましては、当該 1774 万円の全額を、2019 年度の収入に含めて収支報告書に記載しているものと承知をしております。

そして志帥会からの売上ノルマ超過分に相当する額の寄付についてですが、この売上ノルマ超過分に相当する額の志帥会からの寄付につきましては、2019 年の確定寄附分につきましては 500 万円でありまして、これは同年の収支報告書において、双方記載済みとなっております。えなおですね、今 2019 年の確定寄附分と申し上げましたが、念のためですが、これにつきましてはえ当方につきましては、本年 1 月 19 日、志帥会におきましては 1 月 18 日の修正以前における、確定寄附分のことを指すことでありますので、言葉の使い方として申し添えたいと思います。

そしてその残額に相当いたします、本件金員の受領と保管について申し上げます。本件金員につきましては、2019 年 8 月に私が別の要件、これはですね、当時関わっておりました民事事件について、東京の弁護士事務所において打ち合わせを行うという要件なのですが、その要件のために上京をし、その時間調整をすべく志帥会事務局を立ち寄った際に、志帥会事務局長から紙袋において渡されたものでございます。この事務局長の話ぶりから、この紙袋には売上ノルマ超過分に関連する金銭が入っているものと推察はされましたが、自ら実際にその中身を確認することはありませんでした。

この売上ノルマ超過分に相当する額の、志帥会からの寄付が当初、当該超過分に相当する額の全額ではなかった趣旨につきましては、志帥会において何らかの事情があるのではないかとはおもっておりましたが、私は直接的に志帥会関係者から知らされたことはなく、承知をしております。しかしながら、2019 年の年初にありました、私の第 1 回目の県知事選挙ですが、この県知事選挙におきましてまさにですね、前日に奥様のご逝去されたという大変な状況であるにも関わらず、応援に訪れてくださった二階俊博先生をはじめ、志帥会の先生方に大変お世話になった御恩があることから、私としてはこの当初振り込みをいただきました額、すなわち先ほど申し上げた 500 万円ですが、500 万円以上をいただく意思はなく、事務局長に対しましては、差額については是非志帥会で使ってください。このように辞退を申し上げたところでありました。これに対しまして、事務局長からは私どもの事務所も大変でしょうから、そうは言わずとにかく受け取ってくださいとのことで、これはしばし両者間で押し問答的なやり取りが交わされたところでもあります。最終的にですが、事務局長に対しまして、その場において、これ以上抗うことも適当とは思えなかったところでございますし、他方で現実問題としては、私の事務所の運営上も必ずしも余裕があったわけではないこともありまして、事務局長からの「とりあえず預かってよ」という言葉に対しまして、「では、とりあえずお預かりいたします」との返答のもと、受け取った次第であります。その際、事務局長からは「処理方法についてはこれからの指示を待ってください」との指示がございました。なおですね、この事務局長がおっしゃった、その処理方法に関して、これは私の認識ですが、私は基本的には志帥会から当方への寄付の対

応、すなわちですね、一括なのか、あるいは複数かに分割するのか、あるいはそれらについての日時、あるいはそのそれぞれの金額などなどを示されるものと認識をしておりましたが、場合によっては、全部または一部の返還を求められる可能性も十分あり得ると考えていたところでございます。

その後、志帥会事務局を後にした私は、別用に向かう途中の車内におきまして、紙袋をそのまま運転に当たっていた事務所スタッフに渡し、そのスタッフに対しまして、この紙袋をそのまま事務所の出納担当者に届けて、志帥会からの処理について追って沙汰があるまでは分別管理をしておくよう伝達してくださいとその旨指示をしたところでございます。改めまして本件金員についての認識を整理させていただきますと、以下の通りでございます。まず志帥会において、確定的に寄付として処理されていない限りは、当該金員の授受時のやり取りからも、志帥会サイドの資金繰りなどの状況によりましては、先方の求めに応じて全部または一部を返還すべき可能性は十分あると考えておりました。このため、志帥会において明確に寄附の対応が明確に具体的に示され、確定的に先方によって寄付として処理されない限りは、自分の資金として使うことはできない性格の資金であると考えていました。そして、自分の資金として使うことができない以上は、当該資金は依然として志帥会に帰属しているものと考えべきであって、いわば志帥会のお金をお預かりしているものとして、分別管理すべきものと、このように認識をしていたところでございます。

私ども事務所におきましては、この本件金員につきまして、事務所内の金庫において必ずその残高が確保されるべきものとして、残高管理が行われておりました。当初、私は、本件金員は紙袋のまま、そのまま保管されていたものと認識をしておりましたが、その後の検察当局も交えたスクリーニングにより精査によりまして、袋から出された状態で管理されていた事実が判明いたしました。しかしながらですね、現金の管理につきましては、特定物としての管理、すなわち、お札に記された番号1つ1つを管理というような管理ではなく、残高管理が社会通念上、一般的であると考えられるところ、当該金員は袋から取り出されてはいたものの、当該金庫には常に本件金員の額以上の額の現金残高を維持するかたちでの管理がなされてきたことが確認されております。従って私の分別管理の指示は、その意味で守られていたと、このように認識をしているところでございます。その後、コロナ渦が始まったことによる混乱もありまして、志帥会からの指示がないまま、そして本来であれば、私どもの方からも更なる照会作業を行うべきであったところを、行うことを失念したまま、結果として数年来、単に使用してはいけないものとして、取り置かれたままとなっていたものでございます。

私自身従来からですね、志帥会との資金のやり取りにつきましては、事務方で連絡調整がされ、適当に処理されてきたということから、本件金員につきましても後日寄付とされる場合には、事務方間において領収書のやり取りがなされ、双方の収支報告

書にも適切に記載されるだろうと、思い込んでいたことや、この当時はコロナ対応で忙殺されていたことから、本件金員については完全に失念をしているところでありました。ただ、いずれにいたしましても、この処理と作業が未了のまま、長期間が経過してしまったことにつきましては、これは私どもの言い訳しがたい落ち度以外の何者でもございません。猛省いたしております。

次に、本件金員の存在の判明後の、私どもの対応についてご説明申し上げます。まず前述の通り、昨年末以来の総点検により、本件金員の存在が判明した後、早急に返還を含めた処理を確定する必要があるとの判断から、直ちに本件金員を顧問弁護士に預けるとともに、この顧問弁護士を通じまして、志帥会サイドに対して、返還も含め、その扱いについて照会、そして処理方針の確認を行うよう務めてきたところでございます。合わせて、志帥会サイドの処理方針の確定が確認されるまでの間において、この私どもの収支報告書の記載の在り方を、どのようにすべきかについて、これも顧問弁護士を通じて、総務省など関係方面に照会を行ってきたところでもあります。若干補足になりますが、先ほど申し上げました通り、本件金員を渡されてから、この時点におけるまで、本件金員についての認識としては依然として志帥会に帰属すると考えるべき金銭をお預かりしているものということで、分別管理をすべきだというのが認識でございました。総務省などにも照会を行った結果、政治資金収支報告書には、このような性格の金銭については記載することはできないものと考えたところでもあります。現に参考としてはですね。本年3月4日に参議院の予算委員会で、松本総務大臣が答弁をされておりますが、「一般論として申し上げれば政治資金規正法において、政治団体にかかる、その年のすべての収入等を記載して収支報告書を作成して、都道府県選挙管理委員会、総務大臣へ提出することとなっています。その中で今お話がありました、いわゆる預かり金につきましては、政治資金規制法上、特段の定義があるわけではございませんが、政治団体が他の者から金銭を受けた際に自らに帰属させる意思を持たずに単に一時的に保管したにとどまる場合は、寄付を受けたことにはならないという風に解釈されるということは申し上げられると思います」。このような答弁もあつたところでございます。

話は戻りますが、本件金員の存在の判明後、私どもはこのお金を弁護士にお預けをし、弁護士を通じて志帥会サイドに対しまして、返還も含め、その扱いについてご意向を確認するように努めてきたところではございますが、ただですね、前述の通りこの時点におきましては、志帥会サイドにおいては、すでに当局の捜査が進められていたことから、いかなる現状の変更はもとより、当事者同士の具体的なやり取りについても差し控えるべきものとされたところであり、その結果そして今日に至るまで、本件金員は顧問弁護士のもとに保全されている状況でございます。

このため、東京地検特捜部による志帥会サイドにかかる処分が定まり、そして、本件金員につきましても、その出し手である志帥会における処理方針の確定。すなわち本

件金員を2019年における寄付として認識し、収支報告書についても繰越金の修正において減額の計算を行なうという処理方針を受けての対応になった次第であります。

改めてですが、いずれにしろ私自身も含め、本来であれば当該年度の収支報告書の作成プロセスにおいて、積極的に照会すべきところを、失念したままとなっていたことは、いかにコロナ渦による混乱があったとはいえ、これはですね、深く反省すべきものであり、反省をしているところでございます。

なおですね。先ほど冒頭申し上げ、ご説明申し上げました通り、志帥会パーティー券の販売代金につきましては、全額、志帥会に送金をしておりますので、これをですね。あのいわゆる中抜き、つまりその全額を志帥会に送金をせず、志帥会事務局に無断でその一部をあらかじめ取り置くような中抜きというものは当事務所ではございません。またですね、本件金員にかかる詳細というところで申し上げました通り、当事務所が、私どもが、まあそういう経緯でございますので、当事務所がいわゆる裏金化をして使う意図はなく、またそのような意図のもとに費消、使ったという事実もございません。すなわち本件金員に関しましては、受領から本年1月18日時点までの、私どもの事務所の認識といたしましては、依然として志帥会帰属すべきと考えるべき金銭をお預かりしているものとして、分別管理をしていたものであり、かつ当該本件金員は前述の通り、先ほど申し上げました通り、志帥会収支報告書に記載されているという意味で、いわばオモテのお金であると思っております。また同様に本件金員は受領以降、一貫して分別管理がなされ、現在においても、全額が保管管理されているものでございますので、繰り返しとなりますが、私どもがこれを裏金として使う意図はなく、またそのように使ったという事実もございません。私から今申し上げるべきは以上でございますので、あとはご質問を承りたいと思っております。

(質問と回答)

記者 1182万円の受け取りに関しては、知事自身が紙袋で受け取っていたとおっしゃっていましたが、その前までは銀行振り込みで500万円の振り込みがあったのに、紙袋で渡されるということに、違和感はなかったのか。

知事 それまでの志帥会においてはですね。振り込みで行われる場合と、現金で行われる場合の両方のパターンがありました。おっしゃる通り、ちょっと変わった処理の仕方だなとは思ってはおりましたが、いずれにしてもですね、そのそれ以前の私どもと志帥会のやりとりにおいては事務方で、しっかりそのまま私も全額渡していますので、お互い事務所で、我々の事務所と事務局で突合をして、それぞれその領収書のやり取りはいずれにしても交わされると。交わされた上で、両方の収支報告書に乗っかっていたと。こういう取り扱いがずっと続いていたわけですので、ちょっと渡された側はおかしな話ではありますが、私はあのそれを全部あの事務所の出納管理者に渡し

て、その出納管理者が当然その事務局とやり取りをする、こういうことだったので、もう1つ問題点はですね、追って指示をするということでしたので、じゃあその追って指示を待ってればいいよという話をしたのは、ちょっと我々の資金管理のあり方としてですね、甘かったかなと思いました。まさか失念するということも、その想像はできなかったんですけども、この点についてですね、指示を待てという話ではありますが、いつ指示が来るんですかとか、どうすればいいとか、これはもっと我々事務所として、積極的に聞くべきだったと聞いて対応するべきだったと深く反省をしております。

記者 現金の授受のやり取りの時に、志帥会の事務局長の方から、大変でしょうから受け取ってくださいと言われて、それ以上あがなうのはということで、受け取られたことだとは思いますが、その後にはこれはもしかしたら返還を求められるかという風に思うとのことだが、これはどうしてなのか。また返してくださいって言われるのか？

知事 先ほどのご質問にも関係するかもしれませんが、お金の渡され方がちょっといつもとは違ったものですから、これ私勝手な想像ですけども、そのまさかその事務局長さんの勇み足じゃないですよと、だからそれは後で事務総長ですとか、会長に相談したら、それはやっぱりやめとけとか、バランスが良くないとか、そんなようなことがあって、通常のルール分で言うと、そのお金というのはいただける、寄付をいただくわけなんですけれども、その若干のイレギュラーな、それまでの経緯があったことからすると、ひょっとしてまだ完全に会長のご了解を得たのかなと、ちょっと不安があったものですから、事実かはわかりませんが、私たちとしてはちょっとそんな不安があるものですから、そうだとするとですね、これは場合によって志帥会の中のいろんな状況で、いやなんか長崎さん悪いけど、ちょっと返してくれないかとか言われることはあり得るかなと、考えていたので、それは確定的に組織として収支報告書に乗っけていただいて、我々のその事務所に寄付がいただけるというですね。志帥会の確定的な意思が示されるまでは、ちょっと用心すべきかなとは思っておりました。

記者 1182万円を紙袋で知事自身が受け取ったということだが、1月の最初の会見で説明がなかったのはなぜなのか。

知事 冒頭申し上げました通り、本日の処分が下されるまでの間、志帥会サイド、そして私に対する刑事告発以降はですね。私自身に対する当局の捜査プロセスにありました。プロセスの途上にありました。従ってその現金授受も含めた、一部事実につきましては、説明を留保させていただいたわけですが、この点につきましては、おっしゃるように、県民の皆さんに対する説明という観点からは理想的な話ではないんですが。ただ捜査プロセスでですね、開示できる事実というものも限界があるということ

を、弁護士の先生からもきつく言われておりましたので、その点留保させていただきました。この点については、お詫びを申し上げたいと思います。私としてはですね、この金員の授受のあり方、プロセスに関しましては何ら隠し建てをする意図というのはありませんでしたが、今申し上げましたように、当局に対しましても、この旨は詳細に説明を行ってきたところですので。この度ですね、検察当局によりまして、本日処分が下され、本件の捜査がある意味完結したということからですね、これはもう捜査に対する影響というのがもうないと判断をいたしまして、判断というか、その縛りが解かれましたので、この金員授受のプロセスに関しましても、改めて今日ご説明を差し上げた次第です。

記者 今のお話に関連して、1182万円というですね、多額のお金を紙袋で受け取って、失念するというのは、一般的な市民感覚からすると、なかなか納得できない部分だと思う。コロナ渦であったと説明がありましたが、そのことについてどのようにお考えか、改めて説明を。

知事 全くそこは、おっしゃる通りであって、大変深く反省するところではありますが、私ども、事務所においては適切に処理がされてきましたと、こういう実績があったわけですので、私としてはいただいた全額をしっかりとですね、振り込みだろうと現金だろうと、とにかくしっかりと処理されるものだろうと、思っていてですね、任せ切っていたと、任せ切っていましたし、現にこの点を例外として、特に例外として、ちゃんとやってきていただいていたと思うので、おっしゃる通りではあるんですけども、ある意味その信頼が漫然としたものであったというそしりは免れないんですけども、そういう事情でですね、額は確かに大きかったですけども、その処理は適切に為されるだろうと、そのように考えていた次第です。私どもとしてはですね、今後こういうことが二度とないようにですね、現金、資金のやり取りはですね、後で常にそれに気づくように、後で収支報告書をつくる時に気づくように、今後振り込みを原則として常に記録によって見れるように、そういう扱いを心がけていきたいと思っております。

記者 東京地検のほうから、知事自身も含めて捜査を受けたとの話がありましたが、事情聴取等がありましたら、いつどのようなかたちで何回受けられたかということの説明いただきたい。

知事 聴取に関しまして、6月7月にですねえ、2回でございました。1回あたり数時間、検事さんからですね、私に関しましては、事情聴取を受ける話と、1回目若干、資料は事務方から出てますけれども、こういう資料用意してくださいという話もいくつかいただきまして、それに関しましてしっかりとご提出を差し上げるということをやってきました。

記者 東京都内ですか。

知事 はい。東京都内です。東京地検の近くです。

記者 今回の問題で知事は自民党のほうから処分を受けていないが、知事の処遇に関しては森屋県連会長に一任されているということですが、森屋会長に説明をする意向はあるかどうか。

知事 本日処分がなされたわけですので、今日この場でご説明差し上げた通り、県連会長にも、ご説明は申し上げたいと思います。

記者 今回、住民グループからの告発ということになりますけれども、今後住民グループのほうで、検察審査会への審査申し立てということを検討するという情報があります。次の段階として知事はどのように対応する考えか。

知事 当然、どのような状況と向き合いましたも、事実というものは変わらないわけでありまして、私どもは必要に応じて、しっかりと説明するなり、そういう場面があればですけど、そういうしっかりとした対応を取って、でできる限りのご理解をいただきたいと思っています。

記者 紙袋を渡したのは志帥会の事務局長さん？

知事 はい、事務局長さんからです。

記者 元会計責任者の永井さんではなかった？

知事 永井さんです。

記者 知事と一緒に当時の会計責任者の方が刑事告発されているかと思うが、その方の処分については把握をしているか。

知事 同様に不起訴だとうかがっています。

記者 理由としては嫌疑不十分で？

知事 はい、嫌疑不十分です。

記者 国民の感覚としては多額の現金を預かるというのは一般的にはないのかと思うが、政治の世界では、これまでも預かったり、よくある話なのか。それとも今回がめずらしいのか。

知事 こういう形です。その処理方針未確定のままお預かりをするということは、今回限り、今回だけの体験というかですね、出来事でありまして、これまではそういうことはありませんでした。

記者 立憲民主党のほうから、当時、2020年の二階派の繰越金額が1182万円少なかったということから、いわゆる預かったとしても二階派の簿外のお金を知事が預かっていたということにならないかという指摘があったが、あらためて知事はその指摘についてどのように考えているか。

知事 私は二階派の会計処理については承知をしていないので、答える能力がありません。ですが、今回、我々が1月18日の時点で、志帥会の事務当局から連絡があったのは、検察当局のスクリーニングを経て、当該金員を2019年の寄付として処理しますと、自分たちは繰越金額の減額修正というやり方でやりますと、それに対応した対応をとるという情報をいただいて、それに伴って私たちは繰越残高の増額修正をおこなったところです。その額がどういう構造になってるのかはですね、私はちょっと把握をしておりません。その収入として、分かりません。ちょっと余計なことは言うつもりはありませんが、そこはですね、是非志帥会当局にですね、聞いていただけるとありがたいと思います。私、あまり無責任なことを言える立場ではないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

記者 1182万円をいわゆる失念したところですがけれども、逆に言うとはいつまで覚えていたのか？

知事 それはわかりません。

記者 その1182万円を受け取った状態で、二階派の収支報告書をみれば、記載されていないとか、繰越額より多いとか気づかなかったのか？

知事 いちいち我々もですね、二階派の収支報告書を見ないものですから、結局自分たちのほうの作成で手いっぱいですので、本来は突合しながらやれば一番良かったし、その時にひょっとしたら発見し、この事実を思い出したというか、あの覚知できたと思いますが、当時は、我々は他のところの収支報告書を見比べながらどうこうするというやり方はおそらく多分どこも取っていないんじゃないかなと思います。

記者 4月の1日に会見を開かれたときに、2019年の知事選挙において300万円のズレがあるということを発表されたが、その会見の時に事務所の方に話をうかがったところ、いつでも使える現金というのは、事務所にはあるということを知事は事実ですとおっしゃいました。今回1182万円を受け取って、袋から出して管理していたというのは、いつも使えるお金と一緒に管理していたということになりますが。

知事 はい、そうなります。

記者 いつも使えるお金というのは、総額でどれくらいあるのか。

知事 それはいま把握をしておりません。

記者 それは事務所で管理している？

知事 あと、私の個人的なお金が入っています。これまでの蓄え、いざというときに使えるものがそこにもあったわけですので。

記者 事務所のいつでも使えるお金と知事のお金？

知事 一時的な資金繰りにはつかっていいよとあらかじめ伝えておいた。

記者 その金庫の管理は知事がされているのですか。それとも事務所の方が。

知事 事務所に任せています。

記者 知事とするとその金庫に自分の資金の中からある程度いつでも使っていいよと補充しているという位置づけですか。

知事 はい。そういうバッファ的な意味で、一定程度の現金は管理しておりましたが、その使い方については事務所のスタッフを信頼してお任せしていました。

記者 その紙袋を渡されたときに、事務局長から預かってよと言われ、それに対してとりあえずお預かりしますと言って受け取ったと、知事が預り金だという根拠はのやり取りにあるわけですか。

知事 そこにもとづいています。基本的にそういうことでありますが、確定的に組織としての、我々に対する寄付として収支報告書に、領収書のやり取りなり収支報告書に記載されている状況にならない限りは、これは我々が自由に使える、先ほど申し上げました通り、全部また一部の返還も十分求められる可能性があるだろうということで、そういうお金はですね、確定的に寄付として何月何日いくらという、寄付として、それぞれが組織の意思としてやり取りがない限りは、これは我々が自由に使えるお金ではなくて、我々が自由に使えるお金でない限りは、これは依然として私どもに取りましては二階先生のお金というか、志帥会のお金として考えるべきだろうと、これは私どもの認識ですね。その二つです。

記者 預かり表とかあるいは袋に預り金とか書いていたとか、そういうことはなかったのか。

知事 はい、そこは信頼関係でやっておりましたので、ございませんでした。

記事 そのやり取りについて知事と永井事務局長の他に、立ち会っていた方はいらっしやったのか。

知事 どなたもおられませんでした。

記者 ではお二人だけのやり取りだった？

知事 はい

記者 そうなると信頼性の担保という点でなかなかきびしいのかなと思いますが。

知事 そうかもしれませんが、その点も含めまして、検察当局においてですね。様々な観点からお調べをいただいたと、このように認識をしております。

記者 1182万円をしっかりと管理してきたということですが、現金を管理するためには、まずは数えなくてはいけないと思いますが、袋を受け取ってから1182万円と数えた、あるいは、それだけの現金が入っていると認識されたのはいつ頃だったのでしょうか。

知事 私はもうそのまま袋を運転してるスタッフに渡し、その運転したスタッフがそのまま出納管理者に渡したので、その出納管理者をちょっとそこの場に立ち合わせたわけではないのでわかりませんが、彼がこう数えたのではないかなと、このように推察しています。

記者 すると1182万円受け取ったと認識して報告を受けたのはいつですか？授受の直後だったのか、あるいはその8月の後だったのか。

知事 もうそこはですね。事務所の中で事務方同士ですね。適切にこれまで管理されておりましたので、そこはちょっと私としては一体いくらあったんだと、どうなったんだとこういうことは確認はいたしませんでした。

記者 では1182万円という数字を知事が認識されたのはいつ頃になってからなんでしょうか。

知事 額を認識したのは総点検の時です。

記者 じゃあ2019年の8月に受け取ったお金が1182万円あるっていうのを認識したのは、2023年の12月、5年後？

知事 それまでは事務方に任せとけば、100%そういうところのやり取りは、きっちりやっていたので、あえてですね、ちゃんと追って指示があったのかと、あるいはそのちゃんと載ったのかというのは確認をしなかったのは、この私の大きな落ち度だったと思います。

記者 1182万円という額だということを認識されたのが2023年の12月だったわけですが、それまで額がはっきりしないのに、適切に管理されてきたというふうに言える根

抛というのはどういうことですか。

知事 事務所内には常にですね、担当者が把握しているのかもしれませんが、それ以上の額が現金として存在していたと、その額を割り込むことはありませんでしたので、しっかりとした残高が確保されていたと、このようにいえるということが確認できています。

記者 ただ袋から出しちゃっているわけですよね、そうすると他のお金と混ざって管理されているわけですよね。そうするとその1182万円のお金を利用されていないというふうに言い切れないのではないかと思います。

知事 先ほど申し上げました通り、現金の管理についてはそのお札に印刷された、いわゆる記番号をいちいち認識をして、特定物として管理するということは、おそらく特殊な事例を除いて、日常生活というか、社会一般ではなかなかないんじゃないかと思えます。そして当事務所の現金管理の在り方としても、この世間一般で行われているのと同様に、残高を持って管理をしており、この本件金員についても常にその額以上の現金残高を維持するかたちでの管理がなされていたと、この点については確認をしていますので、そういう意味では、それが手をつけずに保存されていたと言えると思います。確かに、ご指摘の通り、今となればですね、その袋から取り出さずに保管をしておけば、最も誤解を受けなかったと。こういう疑念というかを世間様に与えるような、及ぼすようなことはなかったんだろうなと。ということはまったくその通りだと思っております。ですので、今後ですね、収支報告書上の記載処理が完結しない現金の取り扱い方どうするべきか、どうすればこういうような疑念を起こさずにちゃんと管理ができるのか、これはしっかり検討していきたいと思えます。

記者 お金に色はついていないので、そこのところは何ともいえないと思いますが、少なくとも仮に袋の中に入っていて、1182万円だったとしたら、使われていないといえる、説得力をもつのかと思うが、それが混ざってしまったら、使われていないと証明するのは難しいのではないかと。

知事 おっしゃる通りですね、使われてないことを証明することは難しいんですけど、特定物としてですね、だけど、使ったということも証明できないわけです。つまり我々はいただいた現金がいかなる記番号の、誘拐事件とかは別かもしれませんが、いかなる記番号の現金かというのはそもそもですね、あの最初の段階で把握もしてなかったわけですので、繰り返しになりますが、一番本当に誤解を受けなかったのはそのまま袋から出さずに、確認をせずに持ってれば一番、今おっしゃるような疑念、疑問っていうのは避けれたとは思いますが、ただ実際確認をして現金いくらでと出納担当者によって現金いくらでと確認しながらですね、その残高があればのお金には手をつけてないということと言えるんじゃないかなと思います。

記者 記番号で管理するのは一般的な管理の方法ではないと、おっしゃいますけれども、1182万円もの大金を、預かった時にそんなことを管理することは一般的にはないわけですか。今回悪いのは何が悪いのですか。

知事 一番の問題はですね、しっかり、追って指示をするというお話をえ受けて、そのまま受け身のままでですね、その時間を過ごすのではなく、収支報告書を書くべき、記録すべき段階において、こちらからですね。積極的にどうするんですかと、指示をずっと待ってますけれども、どう処理すればいいですかと、これを確認するべきだったと思います。その点が一番、今回の大きな私どもの落ち度だったと思います。

記者 お金を配った永井さんの問題があるということは思ったりしないんですか。永井さんが普段と違うやり方でお金を渡したと、これについては問題があると思いませんか。

知事 それがなければですよ、普段と同じやり方だったら、こういう問題がそもそも起きなかったのかもしれませんが、仮にこういう現金、お金を渡し方があった、それは他人の責任を云々は別として、私どもの落ち度としてはですね、とにかく積極的に照会をかけて、やるべきだった。逆に言うと、さらに言えばですね、現金のまま保管せずにそれをですね口座に入れてですね、口座のこう一覧性の中でですね、その年度末、しかるべきタイミングで確認できるようにしておくべきだったと、このように思います。

記者 政治資金収支報告書でない、事務所の別の帳簿には書いてあったと言いましたが、書いてあってなぜ失念するんですか。

知事 その帳簿がつまり出納管理の別途預かりというのがあったんですけども、そこはあのいくつかの団体、フォーラム21と後援会といくつか政治団体があるわけですが、その複数の政治団体のあの現金出納帳と連動して、ちょっとわかりづらかったというのが一つあるかなと思っています。

記者 こういった政治とカネの問題というのは県民からすれば一番怒りを持つものだと思います。それが政治不信につながると思います。この間の問題について知事はどういう風に責任をとっていかれるのでしょうか。

知事 まず、一つはですね、とにかくこの政治資金の管理、ここに疑念を抱かれないような取り扱いとその体制の確立、これがまず何よりも重要なことをだと思えます。今回のような、多くの皆様に疑念を抱かせてしまったのは、もう不徳の至り以外は何ものでもないことだと思っておりますので、今回のことは深く反省してですね。以後こういうことが二度と起こらないようなシステムチックな対処と対応を取っていき

いと思います。

記者 いつでも借りることができる金庫の中に1182万円を入れていたということですが、いつでも借りられる金庫からお金を出した、使った場合は通常はどのように処理されていたのでしょうか。

知事 大抵は短期で返していただきますので。そこはですね。その載っていない、つまりクレジットカードでこうやったのをいちいち載つけるかっていう問題と同じようなことになろうかと思しますので、そこはですね、短期の資金繰りで返されれば、そこはあの記載していなかったということだと思います。

記者 出した返したというのは帳簿かなにかで記載しているということですか。

知事 はい、そうです。

記者 なにかあったら使っていない金庫のなかに？

知事 普段は使わないんです。それ。

記者 なにかあったら使う用の金庫に、1182万円を事務所の方が入れたというのであれば、事務所としては、これは知事のお金と事務所側は認識していたととれるのですけれども。

知事 それはまた別の話だと思います。分別管理をしておりますんで。だって、銀行の金庫にあるお金が全部誰かのものとは思わないのと同様に、それはそのそういうお金はありますけれども、この1182万円はまた別のものだと。

記者 会見の中で、帳簿につけて管理をしていましたという風なことをおっしゃってました。帳簿につけて管理をしていたのに、わからなくなってしまったと、先ほど他の団体もあってと説明されましたけど、詳しく教えていただきたい。

知事 金庫の中にはある程度の金額がありますので、それはもう1182万円分の現金を割るようなことはなかったということは確認されています。つまりですね、我々の資金繰りの中で、その金庫からお金を出すことはごく稀だったと思います。稀ですし、またすぐ戻されていたということですので。

記者 帳簿はいままで確認はされていなかった？

知事 それは我々の現金出納を見れば、それ以外はフォーラムのみならず、後援会の収支それが現金においてマイナスになることはなかったわけです。

記者 帳簿を付けていて残高を見たときに、その1182万円が記入されて入れば、「多

くない？」とわからないんですか。

知事 現金出納帳で、これは預かりという形で受けたという記録は残っておりますが、なおかつ現物はその金庫の中にありますが、我々は基本的に管理しているのは基本的に政治資金の管理の方ですから、その政治資金の管理において、政治資金団体の現金、これは口座にありますけどね、口座残高と現金残高と残高がこう割り込んでマイナスになったってことはなかったということです。

記者 われわれが袋から現金を取り出すのは、だいたい使うときなんですけれど、1182万円を取り出したのは誰で、いつ頃どういう目的で取り出したのか、取り出した現金を本当に使っていないのかということについては、いつ、どこで、誰が、なぜ、そのところについてはなにか確認されていますでしょうか。

知事 聴取のプロセスにおいては確認をしたと思いますが、私はここでお答えするものは持ち合わせておりません。

記者 じゃあその当時袋から2023年12月の時点で出ている状態で1182万円があることがわかったということですが、なぜ、いつ、誰が出したかについてはいまだに確認をされていないということですか。

知事 誰が出したかについては出納管理者だけが出しますので、それは確認しますが、いつどうだったというのは、それは確認していません。

記者 2019年当時の出納管理者の方はもう事務所にはいらっしゃらない？

知事 近日、お辞めになることになっていきます。

記者 出納管理者にいつですかということは確認はしていない？袋から出したのはいつですか、ということは確認はされていないですか。

知事 私が直接確認するということは行なっておりませんでした。

記者 疑惑を招く話なので、そこら辺の詳細については確認しても良かったのではないかと思います。

知事 おっしゃる通りで、今から考えればですね。そもそもその現金で持ってないで、それを現金でお預かりした時に、すぐ口座に入れて、口座で把握できるような形にしておくべきだったとは、痛切に思っております。

記者 また仮にその現金があったとしても、現金がそのまま手つかずの状態であるということを証明するためには、これ袋の中に入れておいたほうが…。

知事 おっしゃる通り、おっしゃる通り、そちらの方がより厳格だったと思います。

今後の現金のまま、この手の現金の扱いをすることはおそらくもう二度とないと思いますが、仮に万が一そんなことがあった場合には、今おっしゃるように、多分でもそういう扱いはもうするつもりは全くありませんし、それ現にやめろという話は事務所内でも話しておりますが、万が一その一時的にこう現金をお預かりするような場合は、厳格にやっぱり今おっしゃるようなことも含めて厳格に管理をすべきだと思っています。即座に口座に入れるとか、あるいはおっしゃるように、そこに至るまでの経過的な時間については袋を開けないといいますが、袋を開けなければ額を確認できないという問題がありますけれども、いずれにしても扱いは厳格にしていきたいと思っています。

記者 ちなみに紙袋は何の袋ですか。

知事 わかりません。もう覚えておりません。5年前のことなんで。

記者 でも、入っているのは1100万円もお金が入っているという印象があって、覚えていないですかね。

知事 何の紙袋かと言われてもそれはちょっと。

記者 大型の封筒とかではなくて紙袋？

知事 紙袋だった。それをガムテープか何かで封をされて。

記者 中の現金はみていないんですね。

知事 見てません。

記者 今回の問題の責任の取り方として、自民党を離党するというのもオプションとしてはあるのかなと思いますが、現時点で離党する考えはあるかどうか教えてください。

知事 本件はですね。私どもの事務処理のあり方に問題があって、ここが最大の問題、ここをきっちりやる。これがきっちりやれてこなかったことが、県民の皆さんに対して、疑念を抱かせるきっかけになったわけですので、問題の本質はここだと思っています。自民党所属する云々はまた別の話でして、まず我々がやるべきは今後もう二度とこういうようなことが起こらないように、管理をしっかりし、県民の皆様の信頼を回復すること。ここに謙虚に愚直に取り組んでいくことが一番重要なことだと思っています。

記者 市民団体に対して逆告訴する考えはありますか。

知事 そこはございません。他人様のことよりはですね。私どもとしてまずこういう

事態を、疑惑疑念をです。これは市民団体の人だけじゃなくて、多くの方に抱かせてしまったということは先ほど申し上げましたが、もう不徳のいたすところの限りであって、人様がどうかというよりは、まず私たちがしっかりとした管理体制を構築し、先ほど申し上げました通り、しっかりと仕事を通じてですね。県民の皆様の信頼をもう一回取り戻すことだと、これが一番重要なことだと思っておりますので、その市民団体さんに対してどうかというつもりは全くございません。

記者 金庫は事務所に1つあったのですか。

知事 2つあります。普段使いのこういうものと、そうでない金庫は2つ使っています。

記者 そうでないというのは、どういうものですか。

知事 そうじゃないものっていうのは、いざという時の、先ほど申し上げました、いざ最終困った時の資金繰り用として使えるものとして別の金庫に用意しています。

記者 今回知事として問題があると考えている点は、収支報告書に記載する段階でどう処理すべきかと確認しなかった点で、紙袋で現金を受け取ったことについては問題はなかったとお考えですか。

知事 はい、この本質は収支報告書にちゃんと記載をするべく、結果論としては収支報告書の修正になってしまったわけですが、その事態があの一歩の大きな問題であって、ここだと思います。あのやはり政治活動は常に透明なものでなければならない。これが基礎だと思いますが、その透明性を確保する基礎はその収支報告書にちゃんと載せること。これが一番重要なことでもありますので、ここをしっかりとすることが必要だと思っています。

記者 知事の認識について、今回の問題は事務手続きの問題だという風におっしゃっていますが、私も、はじめの会見の時には受け取ったのがたぶん秘書の方なのかなと思ったのですが、今回はじめて、知事ご自身が二階派の事務所内で、現金の授受をご自身が直接なさったと。そうすると事務手続きの問題だけではなくて、趣旨の曖昧なお金をその場で受け取ったというご自身の行為には問題がなかったのか、そこについてご自身の責任はなかったのかという点についてはどう考えますか。

知事 あの趣旨はですね、必ずしも曖昧とは思っておりません。あのパーティー券の販売ノルマ超過額に関するものであって、返戻金であって、趣旨は明らかなんですけれども、それがですね、そのまだステータスが確立されていなかった。そのお金をお預かりしたことについては、確かにおっしゃる通り問題だったと思いますし、この点についてですね、その段階でじゃあいつご指示いただけるんですか？いつどうするん

ですかと。これをやっぱ言えばよかったなど、今では思っております。ただ、仮に現金でお預かりして、それを全てそのまま事務所に渡すわけですけども、これまでの間はですね。そういうものも含めて、全部きっちり処理されていたんですよ。なのでお金についても、じゃあいつどういう形で、その領収書のやり取りをすると、これはあの通常、我々のこれまでの実務では、その点については少なくともちゃんと為されていまして。ですので、私としてはですね、当然そういう風になるだろうと、その思い込みに対しては、反省はもちろんしておりますが、今その趣旨不明確のお金を預かってということは少し違うんじゃないかと思えます。

記者 1月21日の会見の時には、本来であれば、趣旨不明確なグレーなお金については返還すべきであったという話もうかがっています。そういう反省を当時からしているのであれば、8月にいただいた、その時あるいはそのあと早々に、返還するという判断があってもよかったのではないですか。

知事 おっしゃる通りですが、ここはちょっと甘かったと、私自身は甘かった反省をしております。そういうお金であっても、繰り返しになってしまいますが、これまでもう事務方同士でも処理がなされていてものですから、今回も当然そうなるだろうと思ってお預けをしていたわけですが、一つにはまずそれを確認してなかったというのが、大きな問題があったと思います。そして今お話するように私たちこの当該金員の存在を発見した以降はこれは返すべきえ考えまして、弁護士に全額を預託をし、寄託をし、弁護士を通じてですね、志帥会の法務担当者、担当されてる方と交渉してくださいと、いう話もいたしました経緯がございます。本当にこういうおっしゃるように、このきっちり処理されていないお金を持っているということは、その疑惑を惹起する以外の何者でもない可能性になってしまいますので、私としては早く、いずれにしても早く確定をしていただくことが重要であったと思えますし、またその旨も働きかけてきたところであります。

記者 受け取ったということに知事の判断も絡んでいるということであれば、単に事務手続きの問題だけではなくて、それ以上に知事の判断の問題というのもあったのではないかと思います。逆に事務手続きの問題ときっぱり割り切るのはできないではないでしょうか。

知事 私は事務手続きの問題と割り切る割り切れる問題だと考えてます。

記者 それは先ほどのお考えだと。

知事 はい、お金を預かった時、現金をいかなる形で預かったとしても、これは志帥会のオモテのお金ですから、収支保書に載っかっている表のお金を、いかなる形でお預かりしたとしても、それをきっちり収支報告書に載つけて世間様に公開することが何

よりも重要なことであって、それが当然なされなされるもんだと、思い込んでいたところがちょっと問題だったと思います。

記者 その辺は判断が分かれる所かもしれませんが。

知事 はい、あの見方が別れるかもしれませんが、私はきっちり処理することが重要であって、それは処理されるものだと思っていた。ところが、それが私の立場からすると確認不足。確認を失念していたことについては、最大の落ち度。これあの事務所にとってもそうですけども、ということであって、これは事務処理上の、大きなチョンボであって、ただ極めて重大な事務処理場の懈怠（けたい）であって、これが深く反省しなければならないことだと思います。

記者 こういうお金を現金で受け取ったのは初めてですか。

知事 この大きな額をお預かりしたのは初めてですけれども、それ以外にもですね衆議院議員当時は現金で、盆暮れのいわゆるモチ代、氷台については現金でいただくこともありましたし、それはでも全部その領収書のやり取りでえ、きっちりと表現されています。

記者 モチ代とは性質の違うお金ですよ。

知事 志帥会からの寄付という点では同じお金だと思います。

記者 モチ代の場合には領収書というのはその場では発生しないわけですよ。

知事 領収書持っていく場合もありますね。

記者 でも、今回はお金をもらったにもかかわらず、領収書も預かり書もなにも出してないわけですよ。

知事 当然そのやり取りがされると思っていたんです。私が預かった時は、予期せずお預かりをしたものですから、受け取りに行ったわけではないんです。先ほど申し上げました、別件で事務所に立ち寄って、ちょっと時間を潰していた際に、渡されたものであって、これをもらいに行ったわけではないので、あらかじめ領収書を用意しておくということはしてなかったわけです。

記者 政治家が現金を受け取るということの危うさというものは感じませんでしたか。

知事 ただ、今までは全部処理できてましたんで、今回はこれを大いなる教訓としてですね。今後はですね、しっかりと対応したいと思いますが、それ以前の時点ではしっかりと処理できていたので、これは後ほど事務方同士で領収書のやり取りがあって、どういう形で収支報告書に載つけるかということが話し合われるんだろうと思います。

でおります。

記者 その後の点検とかはされなかったのですか。

知事 そこがあの大変な落ち度でした。コロナ渦で忙殺されていたこともありますし、また今までその全部ちゃんとその現金のやり取りに関してはですね、しっかり対応ができていたという思い込みがありましたんで。

記者 2019年はコロナではまだないですよ。

知事 収支報告書を作成する段階では、もうコロナの真っ最中ですよ。

記者 知事が現金を直接もらったのに、事務処理が行なえているかを確認しなかったというのは、知事の責任も相当大きいのではないですか。

知事 そこ見方だと思いますよ。

記者 知事としてはこの1182万円の問題はこれで終わりだと認識されているのかという点と、今新たな事実を説明いただきましたが、これで県民は納得されるとお考えでしょうか。

知事 全部の事情を踏まえて、私どもは検察当局からの調べに対して、これは単に検事さんを相手についていうだけの意識というよりは、むしろ検察官の様々なご質問、問題意識にしっかり答えることで、その先のそのなんて言うんでしょう、有権者の皆さんと、世間の皆様に説明をしたと、このように理解をしています。是非そこはですね、我々今先ほど申し上げたのが全てでありますので、それは願わくば、正確にお伝えをいただければ、県民の有権者の皆さんはご理解をいただけると思います。